

## 教育警察委員会の概要(教育)

|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------|
| 開催年月日                                                             | 平成31年3月18日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 開会、閉会時間 | 9時29分から<br>11時26分まで |
| 委員の出欠                                                             | 出席：長屋委員長、布俣副委員長<br>藤墳委員、小川委員、松村委員、水野(正)委員、太田委員、牧村委員<br>欠席：なし                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |                     |
| (付託案件の可否)                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
| (予算) 議第1号 平成31年度岐阜県一般会計予算のうち歳出予算中教育警察委員会関係及び債務負担行為中教育警察委員会関係 (可決) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
| 議第15号 平成30年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係 (可決)                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
| (条例その他) 議第67号 岐阜県教育ビジョンの策定について (可決)                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
| (質疑の内容)                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
| 発言者                                                               | 発言内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |                     |
| 【当初予算】                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
| 小川議員                                                              | 働き方改革による業務改善の具体的な成果は示すことができるか。また、教職員の意識改革も必要であると考えられるが何か対策はあるか。                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                     |
| 教職員課長                                                             | 各教職員の出退勤時間については、在校時には職員パソコン、土日の部活動など学校外で従事する場合にはスマートフォン、所持していない者は所属パソコンで記録できるシステムにより集約している。<br>今年度は、繁忙期において時間外勤務が月80時間を超える教職員が全体の25%になった月があったが、昨年度と比較すると人数が概ね1割～2割減少している。<br>特に時間外勤務が多いのは部活動である。来年度は新規事業として部活動指導員のモデル校への配置とその検証を行う。また、管理職にタイムマネジメントを徹底するよう研修等を実施するとともに、教職員研修にタイムマネジメント研修を組み込むなどにより、管理職による勤務時間管理の徹底及び教職員一人ひとりの意識改革を図っていく。 |         |                     |
| 教育長                                                               | 働き方改革を進めるにあたり、勤務時間の把握は基本であるのでしっかり取り組んで行くとともに、管理職においても労務管理の意識をもち、勤務時間の管理に取り組んでいくようにしていきたい。                                                                                                                                                                                                                                                |         |                     |
| 水野(正)議員                                                           | ふるさと教育関係の予算について、ふるさと教育推進費として、ふるさと魅力体験事業の6,100万円が計上されているが、これ以外に事業はないのか。                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |                     |
| 教育総務課長                                                            | ふるさと魅力体験事業については、来年度から小中学校だけでなく高校でも実施できるように事業を拡充する。<br>ふるさと教育関係の予算全体としては、グループ1、2の高校における地域連携による活力ある高校づくり推進事業や、中堅進学校における地域課題探究型学習推進事業など、学校の現状に応じて事業を実施していく予定である。                                                                                                                                                                            |         |                     |
| 水野(正)議員                                                           | ふるさと教育は、来年度の県の施策の一丁目一番地であるが、その全体像が分かりにくく、我々も対外的に説明が出来ない                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |                     |

|           |                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 出来ることなら、農政、林政、土木部局なども含め、県全体でふるさと教育について打ち出していくことも大切である。                                                                                                       |
| 藤 埴 議 員   | ふるさと教育の推進とあるが内容が漠然としている。博物館などに児童生徒を連れていくことがふるさと教育といえるのか。来年度の予算の中で具体的にどのような取り組みを行うのか。                                                                         |
| 教育総務課長    | 例えば、県立高校においては、地元の自治体や企業等と協働で、地域の課題を一緒に解決していく取り組みなどを行う予定である。                                                                                                  |
| 長屋委員長     | 児童生徒たちが「ふるさと」を感じることができる取り組みを行って欲しい。ただ、博物館等に行くことがふるさと教育とは思わない。                                                                                                |
| 教育総務課長    | ふるさと教育の全体像については、第3次教育ビジョンの中でもお示ししており、後ほどご説明させていただく。                                                                                                          |
| 小 川 委 員   | 可茂特別支援学校では、教員数が多くなりすぎて、職員室では人が通れないほどの状況となっている。今後の児童生徒数の状況を見ながらといった回答をもらっているが、児童生徒数が減ることはないため、早めの対応が必要ではないか。                                                  |
| 副 教 育 長   | 可茂特別支援学校の狭隘化の状況は把握している。現在、特別教室を普通教室に転用して対応しているところではあるが、この地域では子どもの数も増えているため、対応策の検討を始めようとしているところである。                                                           |
| 布俣副委員長    | 来年度グループ1、2の高校にコミュニティスクールを設置するとのことであるが、これまでの取り組みの成果について教えていただきたい。                                                                                             |
| 教育総務課長    | これまで、グループ1、2のそれぞれの高校において地域と密着した取り組みを行ってきた結果、生徒や保護者から、「学校に魅力を感じるようになった」、「この学校に入学してよかった」という声もいただいております。一部の高校では出願者数の増加も見られた。また、地域の方々にも、学校の取り組みなどを知っていただくことができた。 |
| 布俣副委員長    | 演劇ワークショップの次年度以降の継続実施はあるのか。                                                                                                                                   |
| 教育総務課長    | 学校数を増やし、継続実施していく。                                                                                                                                            |
| 布俣副委員長    | 学校数を増やすということは、演劇ワークショップの効果があつたのか。                                                                                                                            |
| 教育総務課教育主管 | 自分に自信がない生徒が、演劇ワークショップを通じて自信をつけ、仲間との関係の中における自分の立場が徐々に理解できるようになる。コミュニケーション能力を培ったことにより、将来の就職や進学について成功した例もある。次年度はそういった成果を踏まえて、学校数を増やし実施していく予定である。                |
| 学校支援課長    | 高校1年生の1学期に退学してしまう生徒がいるが、今年度実施した学校の過去3年間のデータを比較すると、中退率が下がるなどの傾向が見られた。これは成果の一つであると考えており、次年度は拡大して実施していきたいと考えている。                                                |
| 布俣副委員長    | 単年度では急な変化は難しいと考える。複数年に渡りフォローアップをしていただき、十分な成果が見られるまで継続的に実施をしていただきたい。                                                                                          |
| 長屋委員長     | 以前、正しい日本地図という事で、学校に配布した地図が古くなって破損している場合があると聞いた。外国人の児童生徒が増えている現状もあり、領土や領海等を示した地図を各教室に掲示し、日本の位置について正しい認識を促すことが大切ではないか。学校に配布した地図の現状はどのようなになっているか。               |
| 学校支援課教育主管 | 学校に配布した地図は、岐阜県方式として全国的にも評価を得ている。領土や領海等を                                                                                                                      |

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 示す地図だけではなく、世界の姿について様々な視点でとらえた地図を作成し、生徒の学習につながるように配慮してある。地図が古くなり破損している場合等には、学校からの要望を受け新しく配布している。                                                                                                                                                                                                    |
| 長屋委員長                   | 日本における岐阜県の位置づけ、世界における日本の位置づけ等、分かりやすい地図であるので、日常的に生徒の目に触れるようにすることが大切である。地図が古くなり破損した場合には、県教育委員会が率先して配り直す等の対応を要望したい。                                                                                                                                                                                   |
| 藤 墳 委 員                 | 学校適応対策推進費の約3億6百万円の具体的な事業内容はなにか。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 学校安全課長                  | スクールカウンセラー設置費及び事業推進費、スクールソーシャルワーカー活用事業費及び新規事業の別室登校児童学習サポート事業などである。<br>別室登校児童学習サポート事業は、中学校で不登校児童が増えているため、それを解消するもの。<br>中学校の前段階である小学校では、不登校ではなく例えば保健室などへの別室登校をしている児童が今年度7月の調査では229人いた。中学校では不登校の生徒の4割弱が学力不足が原因で不登校になる傾向があるので、小学校の段階で勉強についていけるように正規の教室とは別の教室で授業を行うもの。                                  |
| 副 教 育 長                 | 3億円余の予算の大半は、スクールカウンセラーを県内の中学校区179校区全てに配置し、いじめや不登校に悩む生徒等や、場合によっては教員の相談に応じる人件費や活動費などの経費である。                                                                                                                                                                                                          |
| 【3月予算】                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 藤 墳 委 員                 | 県としては、学校給食にはどこまで関わっているのか。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 体育健康課長                  | 県立学校の給食は、特別支援学校と定時制の夜間で給食を提供している。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 【条例その他】岐阜県教育ビジョンの策定について |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 教育総務課教育主管               | ふるさと教育の全体像について、今後、高校においては、専門高校・活性化が求められる高校・普通科高校と大きく3つのグループに分けて、地元自治体や企業等と協働して地域課題を発見・解決するなど、それぞれのグループに応じた、ふるさと教育に係る事業を展開することとしている。<br>また、協議会の設置や地域コーディネーター、キャリアプランナーなどの人材の配置、ICT環境整備など、ふるさと教育に係る事業を推進するための体制作りも行うこととしている。<br>なお、ふるさと魅力体験事業については、まずはふるさとの魅力に触れる機会を作るという事で、ふるさと教育全体の入口として実施するものである。 |
| 布侯副委員長                  | 基本方針5の「学校と家庭、地域との連携」の指標「地域学校協働本部又は類似の取組みなど地域と学校が連携・協働して活動を実施している」と回答した学校の割合について、小中学校の目標値が100%となっていないのはなぜか。                                                                                                                                                                                         |
| 教育総務課長                  | 指標によっては、目標値を100%にしていない指標もある。市町村立小中学校の取組みにおいて、地域との連携が前提となる取組みであるため、今後5年間で、学校の努力だけで確実に実現をすることは不確定である。しかし、現状の数値よりは高めていきたいとしており、今後5年間の目標値として小学校90%、中学校80%としている。                                                                                                                                        |
| 松 村 委 員                 | ICT機器を各県立高校に整備することで教職員の負担が増えることはないか。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 教職員課長                   | 各教職員の負担にならないように進めていく。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 松 村 委 員                 | 教職調整額4%が教職員の時間外勤務削減の足かせになっているようであるが、今後、                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                                |                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | 教職調整額はどのようになるのか。                                                                                                                                                                                        |
| 教職員課長                          | 教職調整額は法律に基づく制度であり、現状では廃止の方向にはないようであるが、国の動向を注視していく。あわせて、この制度が教職員の時間管理意識が希薄になる原因の一つとの指摘があるが、働き方改革により、教職員の意識改革と、管理職の労務管理を進めていく。                                                                            |
| 藤 墳 委 員                        | 優れた教員を確保するために、待遇改善等のようなことを行っていくか。                                                                                                                                                                       |
| 教職員課長                          | 地域手当等の影響により給料等は近県との差があるため改善は難しい。勤務環境の向上と、やりがいを感じてもらえるように岐阜県の魅力を発信していきたい。                                                                                                                                |
| 牧 村 委 員                        | 先般、女子高校生がいじめを苦に自殺した案件があったが、学校からあがってくる報告では、いじめは無い、または僅かしかないというが、実際に親や児童生徒から聞くといじめはもっとあるということが現実である。<br>いじめの加害者に対する罰則というわけではないが、放課後にボランティア活動に参加させるとか、監督責任がある保護者と共に作業をさせるなど、そのようなことをしている学校はあるか。            |
| 学校安全課生徒指導企画監                   | そのような学校があるということは把握していない。                                                                                                                                                                                |
| 牧 村 委 員                        | いじめは社会的な悪であり、いじめをするとこのような事になると教えるような施策などを考えていただけないものか。                                                                                                                                                  |
| 学校安全課生徒指導企画監                   | 校長や生徒指導主事等の会議でどのような対応をしたかなどの情報を共有しているが、被害生徒や加害生徒の両方についても教育という観点では心のケアをしていかないといけない。家庭での教育をどこまで学校としてできるのかということもあるが、PTA等を通じて学校として支援も行っている。                                                                 |
| 牧 村 委 員                        | いじめは無くならないのが現実である。いじめをした場合は何らかのペナルティがあるということ、校長会や教職員研修、地域の活動の中で話を出していただきたいということ要望する。                                                                                                                    |
| 【陳情】                           |                                                                                                                                                                                                         |
|                                | (質疑なし)                                                                                                                                                                                                  |
| 【その他報告】教職員の働き方改革プラン2019(案)について |                                                                                                                                                                                                         |
| 藤 墳 委 員                        | 部活動の外部人材登用によって教職員の負担が軽減されると思うが、外部人材に採用された人が成績を上げようと張り切りすぎると、結果的に体罰につながってしまうこともあるように思える。人によるので一概には言えないが、そういう問題もあるということ認識したうえで、ぜひ外部人材の登用をお考えいただきたいと思う。                                                    |
| 副 教 育 長                        | 今回定めた「高等学校部活動ガイドライン」に休養日の設定、効率的で効果的な練習時間といったものをきっちりと示して整理するとともに、外部人材に対しても研修を実施し、行き過ぎた指導、あるいは体罰が決して行われないう、その資質についても教育委員会として目を光らせていく。競技力の向上や、文化部活動であればそれぞれの個性を伸ばす取組みをしっかりと指導をしていってもらえるような外部人材の確保をしてまいりたい。 |
| 松 村 委 員                        | 教職員の勤務時間は何時から何時までを目標としているか。                                                                                                                                                                             |
| 教職員課長                          | 県立学校においては、各学校により異なった出勤退勤時刻が決められているが、教職員の中には勤務時間(7時間45分)への意識が低い者もあり、「教職員の働き方改革プラン2019(案)」において、新たに学校ごとに退勤時刻を設定し、当該時刻を過ぎて                                                                                  |

|                     |                                                                                                                                         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 勤務する場合は、事前に管理職等に申告するなど、勤務の内容と勤務時間を管理職が明確に把握できる仕組みを導入する。                                                                                 |
| 松村委員                | 教職調整額（４％）と勤務時間の考え方はどのようになっているか。                                                                                                         |
| 教職員課長               | 残業の有無にかかわらず、教職員の職務に対して支給されている手当である。<br>時間外勤務については、月４５時間以内を目指していくが、まずは、月８０時間越えの時間外勤務の根絶を目標として働き方改革を進めていく。                                |
| 太田委員                | 市町村教育委員会への取組みの働きかけについて、県教育委員会だけでなく、市町村教育委員会とその学校を含めて取組みを働きかけたうえで、その結果をどのようなタイミングで把握し、働き方改革プランに反映させていくのかを確認したい。                          |
| 教育管理課長              | 重点項目については、定期的に把握をしていきたい。今年度の場合は半年に１回のタイミングで把握しているので、来年度もそういう形で継続していく。                                                                   |
| 太田委員                | 全ての市町村立学校を含めて、県教育委員会として実態がわかっていくという状況になるということによいか。                                                                                      |
| 教育管理課長              | 重要項目については、そういった形で把握をしていく。                                                                                                               |
| 太田委員                | 会計年度任用職員制度が２０２０年度から始まるが、プラン２０１９においてどのように考えられているか。病欠や勤勉手当など、具体的な問題が考えられるが、今よりも後退することのないよう議論を進めてほしい。                                      |
| 教職員課長               | 会計年度任用職員制度については議論を進めている最中であるが、会計年度任用職員についても働き方改革プランの対象になってくる。今後の議論の中で働き方改革プランの修正が必要になってくれば検討することになる。                                    |
| 長屋委員長               | 働き方改革プランの取組みを進めていただいているところであるが、自分がどのくらい働いているか認識していない職員もいる。例えば、スマートフォンで自分が何時間働いているのか分かるようなシステムを入れたりするなど、将来的に小中学校の教員も使えるような仕組みを考えていけるとよい。 |
| 【その他】子どもかがやきプランについて |                                                                                                                                         |
| 太田委員                | 新子どもかがやきプランのアクションプランが、先日の定例教育委員会で提案されていたが、可茂や東濃などの既存の特別支援学校における施設設備の充実や高等特別支援学校の整備については、どのように進めていくのか。                                   |
| 特別支援教育課長            | 既存校については、各校の状況に応じて改修をするなど、施設設備の充実を図るとともに、可茂地域をはじめ、東濃、飛騨地域における高等特別支援学校の整備についても検討していくこととしている。                                             |
| 太田委員                | アクションプランには郡上特別支援学校の１校舎体制についても記載があった。前の子どもかがやきプランにも検討するとの記載があったが、具体的な動きは見られなかった。今後はどのように取り組んでいくのか。                                       |
| 特別支援教育課長            | 郡上市と連携して検討を進めていくこととしている。３月末に第１回の検討会議を行う予定である。                                                                                           |
| 太田委員                | 大和校舎も那比較舎も地元とのつながりが大きいので、地元の意見もよく聞いて進めたい。                                                                                               |
| 特別支援教育課長            | 検討会議には、学校関係者に出席していただくほか、必要に応じて保護者や地域の方などにも参加していただくことを                                                                                   |

